

～R5年度

横浜市交通政策推進協議会

- ・交通政策の理念と目標を共有
- ・交通施策のあり方・方向性の意見交換
- ・地域公共交通計画の作成

MM推進部会

モビリティマネジメント

地域交通部会

公共交通・福祉交通のあり方

バス交通部会

路線バスの維持・活性化

鉄道部会

鉄道事業者と調整・意見交換

横浜市地域公共交通会議

道路運送法

- ・地域交通の実務的内容の協議 (運行計画案、運行実績等)

横浜市バスネットワーク会議

- ・走行環境整備事業、バスネットワークの構築

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

- ・福祉運送の実務的内容の協議 (区域、対価等)

道路運送法

R6年度～

横浜市地域公共交通活性化協議会

地域交通法

- ・交通政策の理念と目標を共有
- ・交通施策のあり方・方向性の意見交換
- ・地域公共交通計画の作成

+ 施策実施状況、指標モニタリング (R7年度～予定)

地域公共交通会議

道路運送法

- ・地域交通の実務的内容の協議 (運行計画案・運行実績等)
- ・走行環境整備事業、バスネットワークの構築

運賃協議会

バス交通部会

バス事業者との情報共有の場

鉄道部会

鉄道事業者との情報共有の場

福祉有償移動サービス運営協議会

道路運送法

- ・福祉運送の実務的内容の協議 (区域、対価等)

協議の場を移行

1. 地域公共交通計画の作成（令和7年度策定予定）

- ・地域公共交通計画の作成、実施に関し必要な協議を行う場として、地域交通法に基づく法定協議会「地域公共交通活性化協議会」を設立します。
- ・法定協議会を交通に関わる関係者（市民、企業、行政）間での議論の核となる場とし、交通施策の実施状況の共有や、地域公共交通計画で設定した評価指標に対するモニタリング・評価等を行っていきます。

2. 他の協議体との連携強化

- ・これまで別の枠組として運用してきた「地域公共交通会議」と「福祉有償移動サービス運営協議会」を法定協議会の部会として位置付けるとともに、各部会の代表者を法定協議会委員に加えます。
- ・上記により、各部会で議論された内容は法定協議会でも共有されるようになり、これまで以上に協議会間の連携が強化されます。

モビリティマネジメントの取組について

- ・ 持続可能な地域交通の実現に向けては、公共交通の利用促進を図ることが重要であるとともに、路線バスや地区内交通を積極的に利用するという意識の醸成も重要です。
そのため、モビリティマネジメントの取組については「地域公共交通活性化協議会」において交通事業者を含む関係者間と議論し、取組を推進していきます。
- ・ 市民主体でのモビリティマネジメントの取組については、引き続き都市交通課が窓口となり、皆さまの取組を支援していきますので、引き続きよろしくお願いいたします。